

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

1. 手数料など諸費用について

- (1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料等について」に記載の売買手数料算出式で算出された売買手数料をいただきます。
- (2) 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- (3) 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- (4) 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

2. 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- (1) 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバーワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- (2) 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- (3) 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- (4) 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

3. 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- (1) 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- (2) 当社が自己で直接の相手方となる売買
- (3) 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (5) 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商 号 等	丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第35号
本店所在地	〒600-8033 京都市下京区寺町通仏光寺下ル恵美須之町526番地		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資 本 金	2億円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1919年1月		
連 絡 先	075-341-5111		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒600-8033 京都市下京区寺町通仏光寺下ル恵美須之町526番地

電話番号：075-341-5111

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時00分（土・日・祝日、年末年始を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時00分（土・日・祝日、年末年始を除く）

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・ レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・ 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・ レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは、担当営業員にお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○ その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

手数料等について

国内上場株式等（上場外国株、上場投信（ＥＴＦ）、不動産投信（ＲＥＩＴ）を含む）売買手数料算出表

約 定 代 金	売買手数料算出式（消費税含）
１００万円以下の場合	約定代金の１．２６５％
１００万円を超え ５００万円以下の場合	（約定代金の０．９００％＋ ２，５００円）×１．１０
５００万円を超え １，０００万円以下の場合	（約定代金の０．７００％＋ １２，５００円）×１．１０
１，０００万円を超え ３，０００万円以下の場合	（約定代金の０．５７５％＋ ２５，０００円）×１．１０
３，０００万円を超え ５，０００万円以下の場合	（約定代金の０．３７５％＋ ８５，０００円）×１．１０
５，０００万円を超え １億円以下の場合	（約定代金の０．２２５％＋１６０，０００円）×１．１０
１億円を超え ３億円以下の場合	（約定代金の０．２００％＋１８５，０００円）×１．１０
３億円を超え ５億円以下の場合	（約定代金の０．１２５％＋４１０，０００円）×１．１０
５億円を超え １０億円以下の場合	（約定代金の０．１００％＋５３５，０００円）×１．１０
１０億円を超える場合	１，６８８，５００円
最低手数料２，７５０円（消費税含）	

（円位未満は切り捨て）

※約定代金（一口注文）については、同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを一口としてお取扱いいたします。

※上記にてご説明いたしました売買手数料のほか、売買手数料率の優遇措置がございます。当該優遇措置は、手数料累計額が一定以上となる場合等に適用されます。詳細につきましては、担当営業員までお問合わせください。

☆ 単元未満株式

単元未満株式の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した売買手数料をいただきます。但し、(株)証券保管振替機構預託分のみのお取扱いになります。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料 (※) } \times \frac{\text{単元未満株数}}{1 \text{ 売買単位株数}}$$

※ 1 売買単位手数料は、算出表に基づき算出した 1 売買単位の手数料です。

国内上場新株予約権付社債券（転換社債型含）売買手数料算出表

約 定 代 金	売買手数料算出式（消費税含）
100万円以下の場合	約定代金の1.10%
100万円を超え 500万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.90\% + 1,000\text{円}) \times 1.10$
500万円を超え 1,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.70\% + 11,000\text{円}) \times 1.10$
1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.55\% + 26,000\text{円}) \times 1.10$
3,000万円を超え 5,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.40\% + 71,000\text{円}) \times 1.10$
5,000万円を超え 1億円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.25\% + 146,000\text{円}) \times 1.10$
1億円を超え 10億円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.20\% + 196,000\text{円}) \times 1.10$
10億円を超える場合	$(\text{約定代金の}0.15\% + 696,000\text{円}) \times 1.10$

（円位未満は切り捨て）

外国株券及び外国新株予約権証券（外国金融商品市場での取引）取次手数料算出表

約 定 代 金	売買手数料算出式（消費税含）
100万円以下の場合	約定代金の0.88%
100万円を超え 300万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.70\% + 1,000\text{円}) \times 1.10$
300万円を超え 500万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.60\% + 4,000\text{円}) \times 1.10$
500万円を超え 1,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.50\% + 9,000\text{円}) \times 1.10$
1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.40\% + 19,000\text{円}) \times 1.10$
3,000万円を超え 5,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.35\% + 34,000\text{円}) \times 1.10$
5,000万円を超え 1億円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.30\% + 59,000\text{円}) \times 1.10$
1億円を超える場合	$(\text{約定代金の}0.25\% + 109,000\text{円}) \times 1.10$

（円位未満は切り捨て）

※上記手数料表から算出した売買手数料は、外国株券及び外国新株予約権証券の取次を行った場合の手数料です。

※上記手数料表の約定代金は、現地における約定代金に、買いの場合は外国の有価証券市場における売買手数料、その他賦課金を加算した額とし、売りの場合はこれらの手数料等を減額した額とします。

外国債券（外国金融商品市場での取引）取次手数料算出表

約 定 代 金	売買手数料算出式（消費税含）
100万円以下の場合	約定代金の0.44%
100万円を超え 300万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.350\% + 500\text{円}) \times 1.10$
300万円を超え 500万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.300\% + 2,000\text{円}) \times 1.10$
500万円を超え 1,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.250\% + 4,500\text{円}) \times 1.10$
1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.200\% + 9,500\text{円}) \times 1.10$
3,000万円を超え 5,000万円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.175\% + 17,000\text{円}) \times 1.10$
5,000万円を超え 1億円以下の場合	$(\text{約定代金の}0.150\% + 29,500\text{円}) \times 1.10$
1億円を超える場合	$(\text{約定代金の}0.125\% + 54,500\text{円}) \times 1.10$

（円位未満は切り捨て）

※上記手数料表から算出した売買手数料は、外国債券の取次を行った場合の手数料です。

※上記手数料表の約定代金は、現地における約定代金に、買いの場合は外国の有価証券市場における売買手数料、その他賦課金を加算した額とし、売りの場合はこれらの手数料等を減額した額とします。

以 上